神河町森林整備計画

自 令和6年4月1日

(令和6年3月18日 神河町告示第35号)

兵 庫 県

神河町

目 次

Ι	伐	採、造林、	間伐、	保育その他森林の	整備に関する	基本的な事項		1
1	ź	森林整備の	現状と課	関				
2	ź	森林整備の	基本方針	 				
	(1	1) 地域の	目指すべ	べき森林資源の姿				
	(2	2) 森林整	備の基本	は的な考え方及び森林	施業の推進方気	策		
	(3	3) 森林施	業の合理	里化に関する基本方針				
3	-	森林施業の	合理化に	- 関する基本方針				
П		森林整備(こ関する	3 事項				2
	٠, -				(即从)二明士:	7 声西ナ阪ノ゙	`	
롸	1)伐採に関する事項	(旧][及[二]美] 9 名	の事項を除く)	2
	1			票準伐期齢				
	2		採(主付	は)の標準的な方法				
		ア皆伐	- O IH A					
		○人工材○天然材						
		イ択伐	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
		〇人工林						
		○天然林	の場合					
	3	その他必	更か事項	百				
44		- ,— -	- , - , ,					4
牙	2	. —	に関する					4
	1	人工造林						
		(1) 人工:						
		, , , , ,		準的な方法	- X+ TU	水仁		
				歯種別及び仕立ての力 造林の方法	が出現の他和本			
		• –		工造林をすべき期間				
	2	天然更新						
		(1) 天然	更新の対	-象樹種				
		(2) 天然	更新の標	準的な方法				
				対象樹種の期待成立本				
				助作業の標準的な方法 東ボの大法				
		_		更新の方法 :然更新をすべき期間				
	3			いば適確な更新が困難	な森林の所在			
	4			第4項の伐採の中止又		の基準		
		(1)造林						
		ア人エ	造林の場	場合				
			東新の場					
				:大の立木の本数				
	5	その他必	要な事項	負				

第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
	(1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
	ア 区域の設定	
	イ 森林施業の方法 (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又 は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水 源涵養機能維持増進森林以外の森林 ア 区域の設定	
	① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林	
	② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 イ 施業の方法	
2	当該区域における森林施業の方法	
	(1) 区域の設定 (2) 施業の方法	
3		
第 5		14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 活用にあたっての考え方	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4		
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	11 21 41 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
	(1) 基幹路網に関する事項 ア 基幹路網の作設にかかる留意点	
	イ 基幹路網の整備計画 ウ 基幹路網の維持管理に関する事項	

	(2) 細部路網に関する事項 ア 細部路網の作設に係る留意点	
	イ 細部路網の維持管理に関する事項 4 その他必要な事項	
第	8 その他必要な事項	18
212	1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向	
	(2) 林業労働者,林業後継者の養成方策 ア 林業労働者の育成	
	イ 林業後継者等の育成	
	(3) 林業事業体の体質強化方策	
	2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (1) 林業機械の導入の促進方向	
	(1) 株業機械の等人の促進分間 (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標 (3) 林業機械化の推進方策	
	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
	4 その他必要な事項	
ш	本サの伊護に関する東西	01
Ш	森林の保護に関する事項	21
第		21
	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
	(1)区域の設定	
	(2) 鳥獣害の防止の方法	
	(2) 鳥獣害の防止の方法 2 その他必要な事項	
第		22
第	2 その他必要な事項	22
第	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法	22
第	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策	22
第	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他	22
第	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)	22
第	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 3 林野火災の予防の方法	22
第	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 3 林野火災の予防の方法 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
第	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 3 林野火災の予防の方法 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 5 その他必要な事項	
IV	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 3 林野火災の予防の方法 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 5 その他必要な事項 その他森林の整備のために必要な事項	22
IV	2	
IV	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 3 林野火災の予防の方法 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 5 その他必要な事項 その他森林の整備のために必要な事項	
IV 1 2	2	
IV 1 2 3	2	
IV 1 2 3	2 その他必要な事項 2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法 (1)森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法 ① 松くい虫被害対策 ② ナラ枯れ被害対策 (2) その他 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。) 3 林野火災の予防の方法 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 その他森林の整備のために必要な事項 森林経営計画の作成に関する事項 森林整備を通じた地域振興に関する事項 森林整備を通じた地域振興に関する事項 在民参加による森林の整備に関する事項 (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項 (2) 上下流連携による取組みに関する事項	
IV 1 2 3	2	

6 その他必要な事項

- (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項
- (2)
- 町行造林の整備に関する事項 保安林その他法令等制限林に関する事項 (3)
- (4)森林施業共同化重点実施地区に関する事項

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、中国山地の一部を形成する千ケ峰、笠形山、暁晴山、千町ケ峰をはじめとする1,000m級の起伏の激しい山々に周囲を囲まれ、2級河川市川水系の水源地域となっている。

播但連絡自動車道と国道312号線及び播但線が町内を南北に縦断し、播磨中央新広域市町村圏の東北部にあたる、東西約24km、南北約19kmの小市街地と農村部を併せ持つハート型の町である。

総面積は20,223ha。森林面積は17,632haで、総面積の87.2%を占める。 高度経済成長時代まで林業は町の基幹産業であり積極的な植林が進められた結果、民有林 面積17,375haの内、スギ・ヒノキを主体とする人工林面積は13,709ha、人工林率 は78.5%、蓄積は6,449千㎡に上る。(R5森林簿データ)

これらの人工林のうち9齢級以上の林分が全体の90%、中でも11~13齢級は全体の45%を占める。一方、8齢級以下の林分は人工林全体の10%、4齢級以下は全体の1%に過ぎず、いびつな構造となっている。

これら本格的な利用が可能な高齢級の森林を有効に活用し、森林の更新を図る森林整備が緊急かつ重要な課題となっているが、木材価格の低迷、林業労働者の減少と老齢化、生産性の向上の遅れ等から、林業生産活動が停滞し、間伐・保育等が適正に実施されていない林分が増加してきている。

そのため、地域林業の持続的かつ健全な発展を目標とし、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、優良材の安定供給を進めるという観点から、計画的な作業路網整備と施業の集約化による搬出間伐を積極的に推進することが重要である。

また、近年の度重なる豪雨災害や渇水の教訓を踏まえ、山地災害発生の恐れのある荒廃山林の早期適切な整備と山林の防災機能の向上、安定した水資源確保のための水源涵養機能の向上等、森林の持つ公益的機能の向上を図る森林整備が必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の豊富なスギ・ヒノキの人工林資源を活用し、林業・木材産業を元気にする森づくりを目指す。また、その豊富な森林資源を活用し、都市住民との交流を推進するような森づくりを目指す。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、水源涵(かん)養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策、花粉発生源対策の推進の必要性、放射能物質の影響等に配慮する。

また、森林の状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るため、県、町、森林所有者、森林組合等の連絡を密にし、森林施業の共同化、林業担い手の確保、林業機械化の促進、国産材の流通、加工体制の整備等を有機的関連のもとに計画的、総合的に推進するものとする。

また、平成21年9月に締結された「美しい森林づくりに関する覚書」(兵庫県、近畿中 国森林管理局、森林総合研究所)により、民有林と国有林とが相互に連携、協力し、一体と なって森林の多面的機能を高度に発揮させる森林整備及び木材の安定的な供給体制の確立に 向けて取り組む事となっている。

Ⅱ 森林整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は表1-1のとおりである。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

<u>表 1 - 1</u>	表 1 - 1					
地域			樹	種		
地域	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹	
全域	35年	40年	40年	45年	15年	

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採は、気候、地形、土壌等の自然条件、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。また、伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

このほか、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林 整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

立木竹の伐採のうち主伐については、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、 再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるもの とする。

立木の伐採(主伐)にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう伐採跡地には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する 区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森 林の土地の保全への影響を極力抑える。

伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。

ア皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

○人工林の場合

① 皆伐は、1箇所あたりの伐採面積を適当な規模とするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止や林地の保全及び公益的機能の発揮に配慮するものとする。

- ② 主伐の時期は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、公益的機能のより高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図るよう努めるものとする。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林の箇所については、部分 伐採を促進し郷土樹種や広葉樹による混交林化等、複層林施業の導入を図るものとする。
- ④ 主伐の目安は表1-2のとおりとする。

表 1-2

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	生産目標	仕立て方法	期待径級	主以时期の日女
スギ	一般建築用材	中仕立て	24cm	40年
A 4	一般建築用材	中仕立て	30сш	60年
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	24cm	45年
L/4	一般建築用材	中仕立て	26ст	60年
マッ	一般材等	中仕立て	20ст	40年
広葉樹	一般材等	中仕立て	20cm	15年

○天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施するものとする。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

○人工林の場合

- ① 単木択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう 適切な伐採率、繰り返し期間により行うものとする。
- ② 群状択伐、帯状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して行うものとする。また、単層林から複層林化を進める場合は、強度の間伐や主伐として択伐を実施していく。

○天然林の場合

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮し、伐採を行うものとする。

3 その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所用の保護樹林帯を設置することとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、第1に土壌、地質及び周囲の自然環境に適応し、諸害に耐えて健全に育成する適地適木を基本に、第2には従来からの活着や成長の状況を勘案し、良好な生育が見込まれるものとする。さらに地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等も勘案し、花粉の少ない品種、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を定めるものとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表2-1に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、 スギは沢沿いから斜面下部(南斜面の乾燥した土壌を除く。)、ヒノキは斜面中部から 上部を基本として選定するものとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本 町農林政策課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

表 2-1

人工造林の対象樹種

スギ・ヒノキ・クリ・ケヤキ・コナラ・サクラ・マツ・高木性のカエデ類等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、表2-2-1及び表2-2-2に示す本数を標準とする。

また、植栽後は鳥獣害防止対策として植栽木の保護措置に努めることとする。

なお、低コスト造林施業のため疎仕立てとして、1,000~1,500本程度の低密度植栽を行う場合など、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本町農林政策課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※低密度植栽を検討する場合は、「スギ・ヒノキ・カラマツにおける低密度植栽のための技術指針(林野庁令和3年度改定版)」を参考にする。

表 2-2-1

樹	種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備	考
ス:	ギ	中仕立て	3,000~4,000		
ヒノ	'キ	中仕立て	3,000~4,000		
マ	ツ	中仕立て	3,000~4,000		
広葉	E樹	中仕立て	2,000~10,000		

[※] 数値は標準であり、地位や生産目標の違いにより、植栽本数に違いがある。

表2-2-2 災害復旧等で成林が見込める場合

		7 C D D D D D D			
樹	種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備	考
ス	ギ	疎~中仕立て	1,000~3,000		
ヒノ	ノキ	疎~中仕立て	1,000~3,000		
マ	ツ	疎~中仕立て	1,000~3,000		
広美	 集樹	疎~中仕立て	1,000~8,000		

[※] 数値は標準であり、地位等の違いにより、適切に植栽すること。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、表 2 - 3 に示す方法を基準として行うものとする。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

表 2-3 : その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法		
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等については、等高線沿いの筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。		
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付けるものとする。植え付け方は丁寧とする。		
植栽の期間	2~3月中旬までに行うことを原則とし、秋植えする場合は、苗木の根の成長が鈍化した時期に行うものとする。		

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、 気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適 確な更新が図られる森林において行うこととする。

また、以下に示す内容により、森林の確実な更新を図るものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

人工造林の対象樹種は、表2-3-1に示すとおりとする。

表 2-3-1 : 天然更新の対象樹種

	八 多个的工工
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ
	類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロ
	ダモ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズミモチ、ヤブニッ
	ケイ、ヤブツバキ、タブノキ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県
	内に自生し高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が	上記のうちスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたもの
可能な樹種	とする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は、3,000本/ha(ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)とする。ここで、更新すべき立木の本数は、期待成立本数であるha当たり10,000本に10分の3(立木度)を乗じたものとする。

表2-4-1:天然更新の対象樹種の期待成立本数

<u>级 6 </u>	- 1 //
樹種	期待成立本数
横 種 スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケ ヤキ、ミズメ、ヌルデ、タラノキ、シロダ モ、リョウブ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、ネズ ミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノ キ、クスノキ、ヤマモモ等、その他県内に自	期付成立本級 10,000本/ha
生し高木性の樹種	

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は、表2-4-2に示す方法を基準として行うものとする。

表 2-4-2 : 天然更新補助作業の標準的な方法

1 4 4 .	八然文が開め日来の伝華的な方伝				
区分	標準的な方法				
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の地表処理を行い 種子の定着及び発育の促進を図るものとする。				
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図るものとする。				
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標 等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。				
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2~3本残すものとし、それ以外は掻き取ることとする。				

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然 更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更 新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。ただし、自然条件や周辺環境によっては、森林の有する公益的機能の維持を発揮するため、早期回復を図ることとする。

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や 周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) の基準による森林のうち、その所在が明らかな森林は下表のとおり定める。

森林の区域	備考
該当なし	

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準につい ては、次のとおり定める。
- (1)造林の対象樹種
 - アー人工造林の場合
 - 1の(1)による
 - イ 天然更新の場合 2の(1)による
- (2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha(表2-4-1と同じ)とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育作業が適切な時期及び方法で実施されるよう、計画的かつ 積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとし、表3-1に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案し、適正な時期、方法により実施するものとする。

表3-1

10	χ 3 $-$ 1									
樹	施	業体系			を実 的な				標準的な方法	
種	仕立方	生産 目標	植栽本数	初回	2 回 目	3 回 皿	4 回 目	間伐率(材積)	選木基準	
ス	中仕	中径材 伐期 40年	3, 500	15	20	25	30		初回は形成不良木から順に選 木することとするが、不良木の	
ギ	立て	中径材 伐期 6 0 年	3, 500	18	25	31	40	概ね	みでなく、満遍なく間伐を行う ものとする。 2回目以降は、主伐時まで残 存すべき優れた形質の木を選択	
ヒノ	中仕	柱 材 伐期 45年	3, 500	22	30	37	1	20~30%	し、それ以外の木を適正な間隔 をおいて選木する。 但し、過密林分においては、 かかり木や残存木への損傷を防	
キ	立て	中径材 伐期 6 0 年	3, 500	22	30	37	45		止するため、列状に選木することを認めるものとする。	

[※]間伐の実施時期の平均的な間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年ごと、標準伐期齢以上においては15年ごとを目処とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、表3-2に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適正に実施するものとする。

[※]時期(林齢)及び間伐率は、地位や生産目標が異なることにより、植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて調整すること。

[※]保安林における伐採率は、指定施業要件の率以下とする。

表 3-2

衣う	表 3 - 2										
種	樹	実施す	でき標準的	内な林齢及	が回数		伊本の七汁				
類	種	林齢 1	5 1	.0 1	5 :	20	保育の方法				
下刈	スギ	1 5~	- 8回 				植栽木が下草より抜け出るまで行 う。実施時期は造林木の生長が最盛				
b	ヒノキ	5~	10回	0			期となる直前とし、6~8月頃を目安とする。				
つる	スギ	1~	8 2 回				下刈り終了後、つるの繁 茂の状況に応じて行う。				
切り	ヒノキ		 	0			実施時期は、6~7月頃を目安とする。				
除	スギ			 ①3 10年は8年生 50年は2回	上で1回		下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に、造林木の生長を阻害したり、 阻害が予想される侵入木や形成不良				
伐	ヒノキ		(1)	 0 (1 2回	5		木を除去する。 実施時期は 、8~10月頃を目 安とする。				
枝	スギ			(伐期40年は			林冠が閉鎖し、林木相互 間に競争が生じ始めた頃から、病害虫の発				
打打	ヒノキ		(1	(代期60年は . 回(打ち」 	18	5m)	生予防・材の完満度を高めるために 行う。 実施時期は樹木の生長休止期とす る。				

3 その他必要な事項 該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (1)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養機能の評価区分が高く(H)、水源かん養保安林を含む小班が林班の大半を占める(概ね80%以上を占める)森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

森林の区域については、【別表2】により定めるものとする。

当該区域における森林の伐期齢の下限

区域			樹	種	
凸璵	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	45年	50年	50年	55年	25年

但し、林業振興の観点から、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林の区域」と重複する区域においては、主伐5haを上限として同区域に 準じた施業方法とする。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健 文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能 維持増進森林以外の森林
 - ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表1】に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林

土砂流出防備保安林とその周辺、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、砂防指定地、災害に強い森づくり各事業の施業地で、山地災害防止機能の評価区分が高く (H)、山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 保健保安林、自然を活用した交流施設・公園等の施設周辺の森林など、国民の保 健・教育的利用等に適した森林、施設等と一体となり優れた自然景観等を形成する森 林で、保健文化機能の評価区分が高い(H)森林等。
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 該当なし

イ 施業の方法

施業の方法は次のとおりとする。

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って 発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき 森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行

う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とすると ともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、 以下の伐期齢の下限に従った森林施業、その他の森林施業を推進すべきものを、当該 推進すべき森林施業の方法ごとに【別表2】により定める。

当該区域における森林の伐期齢の下限

区域			樹	種	
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	70年	80年	80年	90年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、木材生産機能の評価区分が高い森林(H.M)で、森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

該当なし

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林	別表 1-①	神 3,734.91 大 3,913.31 計 7,648.22
災害防止及び土壌保全機能 の維持増 進を図るための森林施業を推進すべ き森林	別表 1-2	神 466.38 大 172.48 計 638.86
快適な環境形成機能 の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林	神 21 アーウ の一部 22 アーウ の一部 33 アーオ の一部 大 40 アーオ	神 204.52 大 132.94 計 337.46
その他の公益的機能 の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能 の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別表 1-3	神 8,507.88 大 8,066.76 計 16,574.64
木材の生産機能の維持増進を図る ための森林施業を推進すべき森林 のうち、特に効率的な施業が可能 な森林	該当なし	

【別表2】

【別表 2】			
]	区 分	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を	惟進すべき森林	別表 1-①	神 3,607.37 大 3,913.31 計 7,520.68
長伐期施業を:	推進すべき森林	(公社)ひょうご農林機構造林・ 育林地の一部	神 143.09 大 40.91 計 184.00
複層林施業を 推進すべき	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	別表 1-② 及び 別表1「保健文化機能の維持増 進を図るための森林施業を推進 すべき森林」	神 670.90 大 305.42 計 976.32
森林	択伐による複層林施 業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の推進すべき森	育成を行う森林施業を 林	該当なし	

別表 1-① 別表1関係 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 別表2関係 伐期の延長を推進すべき森林 (下線の林班)

旧神崎町

口作呵叫								
<u>1</u> ア-ク	<u>2</u> ア-オ	<u>3</u> ア-カ	<u>5</u> ア-カ	<u>6</u> アーク	<u>8</u> アーウ			
<u>14</u> ア-カ	<u>15</u> ア-オ	<u>16</u> ア-キ	<u>17</u> ア-ケ					
<u>21</u> ア-ウ	<u>22</u> ア-ウ	<u>25</u> アーイ	<u>29</u> アーイ	別表2関係	21ア-ウ	22ア-ウ	の一部を除く	
<u>32</u> アーウ	33 ア <u>イ</u>	ウエ <u>オ</u>	<u>34</u> ア-カ	<u>35</u> ア-エ	<u>36</u> アーイ	<u>37</u> ア-オ	別表2関係 33イオ の	一部を除く
<u>50</u> ア-オ	<u>51</u> アーイ							
<u>60</u> ア, <u>イ</u>	<u>-ク</u>	<u>61</u> ア-キ	別表2関係	61工	の一部を除	<		
<u>77</u> ア-イ	<u>78</u> ア-オ	<u>79</u> アーイ						
<u>80 ア</u>	<u>82</u> ア-エ	<u>83</u> ア-ウ	<u>84</u> ア-ウ	88 アーウ	89 アーウ			
<u>95</u> <u>ア</u> ィゥ	<u>96</u> アーウ	97 <u>アイ</u> ウ	<u>98</u> アーウ					.
101 ア-エ	<u>102</u> ア-ウ	<u>103</u> ア-エ	<u>105</u> アイ	別表2関係	105イ	の一部を除	 <	
<u>115</u> ア-エ	<u>116</u> アーウ	<u>117</u> アーイ	<u>118</u> ア-ウ	<u>119</u> アーイ	別表2関係	119イ	の一部を除く	
<u>120</u> ア-エ	<u>121</u> ア-ウ	<u>122</u> ア-カ	<u>125</u> ア-エ	<u>126</u> アイウ	<u> フエ</u> オ			
<u>127</u> ア-ウ	<u>128</u> アーイ	<u>129</u> ア-エ	<u>130</u> ア-ウ					
※ 上記図	区域内の(公	社)ひょうこ	農林機構造	林地、育林	地を除く			
旧大河内町	•							
<u>2</u> ア-ク	<u>3</u> アーク	<u>4</u> ア-ウ		別表2関係	5キ	の一部を除	₹<	
<u>6</u> ア-エ	<u>7</u> ア-ウ	<u>8</u> ア-ウ	<u>9</u> アーイ					
<u>10</u> ア-ウ	<u>13</u> ア-ウ	<u>14</u> ア-オ	<u>15</u> ア-オ	<u>16</u> ア-オ	<u>17</u> ア-イ	<u>18</u> ア-ウ	<u>19</u> ア-イ 別表2関	係 14イ 17イ
<u>21</u> ア-イ	<u>23</u> ア-ク	<u>24</u> ア-オ	<u>26</u> ア-エ	<u>29</u> アーイ				の一部を除く
30 アーオ	<u>31</u> ア-オ							
<u>42</u> ア-イ	<u>43 ア</u>	<u>44</u> アーサ						
<u>50</u> ア-ウ	<u>51</u> ア-エ	<u>52</u> ア-ウ	<u>57</u> アーイ	<u>58 ア</u>	別表2関係	57アイ 58ア	の一部を除く	
<u>65</u> ア-エ	<u>69</u> ア-ウ	別表2関係	65イエ	69イ	の一部を除	<		
70 ア-エ	<u>76</u> アーイ							
<u>81</u> ア-ク	82 アーカ	別表2関係	82ア	の一部を除	<			
<u>96</u> ア-エ	<u>97</u> ア-エ	<u>98</u> アーイ						
102 アーイ	<u>107</u> アーイ	<u>108</u> ア-ウ	<u>109</u> アーイ	別表2関係	107イ	の一部を除	₹ <	
110 ア-エ	別表2関係	110イウ	の一部を除	<				
<u>111</u> ア-エ	<u>112</u> ア-ウ	<u>114</u> ア-ウ	<u>115</u> ア-ウ	<u>116</u> アーイ	<u>117</u> アーイ	118 ア-エ	<u>119</u> アーイ	
122 ア-エ	<u>126</u> ア-エ	<u>127</u> ア-イ						

[※] 上記区域内の(公社)ひょうご農林機構造林地、育林地を除く

別表 1-2

別表1関係 災害防止及び土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く) 別表2関係

旧神崎町	筆面積				筆	面積
12 イエ	の一部 土流 保安林の区域 2 16.78	8 81 1	か一部	土流, 土崩 保安林の区域	7	4.80
26 P	の一部 急崩 指定地の区域 1 2.00	0 86 ブ	の一部	落石 指定地の区域	1	0. 19
27 T	の一部 急崩 指定地の区域 1 0.50	0 87 ヴ		落石 指定地の区域	2	1.63
31 ウエオカ	の一部 砂防 指定地の区域 10 11.43	3 92 T	の一部	土流 保安林の区域	4	0. 29
55 ア-オ	の全域 127.73	3 95 1	' の全域			16. 70
56 ウエオカ	の一部 土流 保安林の区域 19 21.49	9 97 ヴ	の全域			14. 50
57 アイウ	の全域 81.5	5 104 ヴ	の一部	急崩 指定地の区域	1	0.09
58 イ	の全域 44.80	0 119 1	' の一部	土流 保安林の区域	1	4. 46
60 ア	の全域 23.4	4 126 オ	- の全域			2. 01
66 アーオ	の全域 91.99	9				
旧大河内町	筆 面積	Ī			筆	面積
5 キ	の一部 急崩 指定地の区域 7 0.2	7 61 ア	の一部	土流 保安林の区域	2	5. 73
14 イ	の一部 土流 保安林の区域 8 2.00	0 63 ア	の一部	土流 保安林の区域	1	4. 18
17 イ	の一部 土流 保安林の区域 8 4.50	0 66 1	ウエ の全域			35. 02
33 ウ	の全域 17.4	4 82 T	の一部	急崩 指定地の区域	1	0.42
47 ア	の全域 27.1	7 107 d	の一部	土流 保安林の区域	1	0.47
57 アイ	の一部 土流 保安林の区域 5 43.10	0 129 1	' の全域			31. 50
58 T	の一部 土流 保安林の区域 2 0.68	8				

災害に強い森づくり各事業施業地

事業	地区		地区(計画)	面積 ha	対図番号	備考
里山防災林1	新野	22				4アイ
里山防災林 2	猪篠	12			2	58ウ
里山防災林3	柏尾	31			(3)	10ア
里山防災林4	山田	14				23エオ、24アイ、26イ、27アイウ、28ウ
里山防災林 5	為信・重行	20			(5)	66イウエ
里山防災林6	宮野	2 6			(6)	17イ
里山防災林7	猪篠				(7)	62ア、63イウ
里山防災林8	南小田	4			(8)	23ア、カ
里山防災林 9	越知	3			(9)	76ア、75イ
里山防災林10	栗	5			(10)	86イ、87ア、89ア
里山防災林11			南小田	10		24イウエオ
里山防災林12			鍛治	11	12	53ウカ
里山防災林13			大河	34		52イ、55ウエ、56ア
野生動物育成林1	大川原	35			(14)	71アイウエ、72ア、79イウ、82ア
野生動物育成林2	吉富	8			(15)	38ウ
野生動物育成林3	鍛冶 吉冨	10			16	52イ
野生動物育成林4	吉富	7			<u>(17)</u>	43イウ
野生動物共生林 5	根宇野	8			(18)	32イ、34エオ、35アイ
野生動物共生林6	赤田	5			19	84アイ、85アイ
野生動物共生林7			杉	65	20	46アイウ、47アイ
針広混交林 1	川上	30			21	123アウ、125イ
針広混交林 2	杉	33			22	47ウエオ
針広混交林3	作畑	24			23	105イ
針広混交林4	長谷 猪篠	35			24	65イエ、69イ
針広混交林 5		20			25	61工
針広混交林 6	川上	20			26	110イウ
針広混交林 7	渕	31				96イウ、97アウエ
針広混交林8	岩屋	17				67イウ
針広混交林 9	上小田	25			29	43 <i>T</i>
針広混交林10	上小田	23			(30)	43 <i>T</i>

別表 1-③ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 旧神崎町

旧仲呵叫									
1 ア-ク	2 ア-オ	3 ア-カ	4 アーカ			7 ア-エ	8 ア-ウ	9 ア-エ	10 ア-エ
11 ア-キ	12 ア-オ	13 ア-ウ	14 ア-カ	15 ア-オ	16 ア-キ		18 ア-ク	19 ア-エ	20 アーキ
21 ア-ウ	22 ア-ウ	23 ア-オ	24 ア-オ	25 アーイ	26 ア-オ	27 ア-カ	28 ア-エ	29 アーイ	30 ア-オ
31 ア-カ	32 ア-ウ	33 ア-オ	34 ア-カ	35 ア-エ	36 アーイ	37 ア-オ	38 ア-カ	39 ア-オ	40 ア-エ
41 ア-エ	42 ア-カ	43 ア-ウ	44 ア-ウ	45 ア-キ	46 ア-カ	47 ア-カ	48 ア-ウ	49 ア-カ	50 アーオ
51 アーイ	52 ア-エ	53 ア-エ	54 ア-カ	55 ア-キ	56 ア-キ	57 ア-オ	58 ア-ウ	59 ア-オ	60 アーク
61 ア-キ	62 ア-オ	63 ア-ウ	64 ア-オ	65 ア-オ	66 アーカ	67 ア-エ	68 ア-オ	69 ア-エ	70 ア-エ
71 ア-ウ	72 ア-エ	73 ア-エ	74 ア-ウ	75 アーイ	76 アーイ	77 ア-イ	78 ア-オ	79 アーイ	80 ア
81 ア-イ	82 ア-エ	83 ア-ウ	84 ア-ウ	85 ア-エ	86 アーイ	87 ア-ウ	88 ア-エ	89 ア-ウ	90 アーイ
91 ア-ウ	92 ア-ウ	93 アーイ	94 ア-イ	95 ア-ウ	96 ア-ウ	97 ア-ウ	98 ア-ウ	99 アーイ	100 アーウ
101 ア-エ	102 ア-ウ	103 ア-エ	104 ア-ウ	105 アイ	106 ア-オ	107 ア-エ	108 ア-ウ	109 アーイ	110 アーウ
111 ア-エ	112 アーイ	113 ア-ウ	114 アーイ	115 ア-エ	116 ア-ウ	117 アーイ	118 ア-ウ	119 アーイ	120 ア-エ
121 ア-ウ	122 ア-カ	123 ア-カ	124 ア-カ	125 ア-エ	126 ア-オ	127 ア-ウ	128 アーイ	129 ア-エ	130 アーウ
旧大河内町									
1 ア-ケ	2 アーク	3 アーク	4 ア-ウ	5 アーキ	6 ア-エ	7 ア-ウ	8 ア-ウ	9 アーイ	10 アーウ
11 ア-イ	12 アーイ	13 ア-ウ	14 ア-オ	15 ア-オ	16 ア-オ	17 アーイ	18 ア-ウ	19 アーイ	20 ア-エ
21 アーイ	22 アーキ	23 ア-ク	24 ア-オ	25 ア-エ	26 ア-エ	27 アーウ	28 ア-エ	29 アーイ	_
	32 アーイ	33 ア-エ	34 ア-オ	35 ア-ウ	36 ア-ウ	37 アーイ	38 ア-ウ	39 ア-オ	40 アーオ
41 ア-ウ	42 アーイ		44 ア-サ	45 ア-ウ	46 アーイ	47 アーイ	48 ア-ウ	49 ア-オ	50 アーウ
51 ア-エ	52 ア-ウ	53 ア-カ	54 ア-カ	55 ア-エ	56 ア-ウ	57 アーイ	58 ア	59 アーカ	60 ア-オ
61 アーイ	62 ア-ウ	63 ア-エ	64 アーイ	65 ア-エ	66 ア-エ	67 アーイ	68 ア-エ		
71 ア-ウ	72 ア-オ	73 ア-オ	74 ア-ウ	75 アーイ	76 アーイ	77 アーイ	78 ア-ウ	79 ア-ウ	80 アーウ
	82 アーカ	83 ア-ウ	84 ア-ウ	85 アーウ	86 アーイ	87 ア-エ	88 アーイ	89 ア-エ	90 ア-オ
91 アーウ	92 ア	93 ア-ウ	94 ア-ウ	95 ア	96 ア-エ	97 ア-エ		99 ア-ウ	100 アーイ
101 アーイ	102 アーイ	103 ア	104 ア-ウ	105 ア-オ	106 ア	107 アーイ	108 ア-ウ		
111 ア-エ	112 ア-ウ	113 ア-カ	114 ア-ウ	115 ア-ウ	116 アーイ	117 アーイ	118 ア-エ	119 アーイ	120 アーイ
121 ア-オ	122 ア-エ	123 ア-ウ	124 ア-ウ	125 ア-イ	126 ア-エ	127 ア-イ	128 ア-ウ	129 アーイ	130 アーウ

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用し、森林経営の森林組合等への委託を促進して、森林施業の集約化を図り、不在村森林所有者が多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、適正な森林施業の確保による森林の整備に努めるものとし、森林所有者に対して施業の具体的な内容や収支見込み等を示す「森林施業プランナー」の育成を図り、提案型による集約化施業の推進を図る。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者(不在村を含む)等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図ることとする。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法については、関係者間で錯誤が無いよう 同意のうえ行うこと。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約内容 について関係者間で確認を行うこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法と整合性に留意する。

(2) 活用にあたっての考え方

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の 状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項(間伐及び保育の標準的な 方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等)に適合する施業を 行う。

なお、当該事業の実施により、対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

5 その他必要な事項 該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町では、森林組合が森林施業を集団的、計画的に受託し、施業の共同化を実施してきているが、今後も小規模森林所有者や不在村森林所有者等の森林における適正な森林施業を実施するため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備し、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集団的な作業量を確保し、作業路等基盤整備、高性能機械の導入を促進して経費の軽減を図り、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進する等、造林・保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (1) 共同で森林施業を行う者(以下「共同施業者」という。)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業者が果たすべき 責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。
- 4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方 法に応じた路網密度の水準について表7-1に記載する。

表 7 - 1

\[\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{\bar{		作業		路網密度 (m/ha)		
	2 N	システム	基幹路網	細部路網	合 計	
緩傾斜地	$(0^{\circ} \sim 15^{\circ})$	車両系	$35 \sim 50$	$65 \sim 200$	$100 \sim 250$	
山石公地	$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	車両系	$25 \sim 40$	$50 \sim 160$	$75 \sim 200$	
中限府地	(15 - 30)	架線系	$25 \sim 40$	$0 \sim 35$	$25 \sim 75$	
急傾斜地	$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	車両系	$15 \sim 25$	$45 \sim 125$	$60 \sim 150$	
心识料地	(30 - 35)	架線系	$15 \sim 25$	$0 \sim 25$	$15 \sim 50$	
急峻地	$(35^{\circ} \sim)$	架線系	$5 \sim 15$	_	5 ~ 15	

※路網密度の水準は、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には 適用しない 2 路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推 進区域)を、表7-2のとおり設定する。

表 7 - 2

	<u>- 2</u> 引整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
	作畑字長谷	20. 0	長谷線	1,500	/1\	神101イ
	大畑字南山	20.0	南山線	1,500	/2\	94ア
	大畑字水井谷	20.0	水井谷線	1,000	/3\	89ア
	大畑字前ノ上	15. 0	前ノ上線	800	4	99ア
越知谷	大畑・越知	88. 0	大畑越知線	3, 700	<u></u>	87アイウ、88ウ
	越知	253. 0	越知線	4, 700	<u>^6</u>	81イ、82アイウエ、 83アイウ、84アイ ウ、85ウエ
栗	根宇野字大滑	15.0	大滑線	800	\triangle	34≺
賀	山田字タタラ谷	15.0	タタラ谷線	1,000	8	24イ
	吉冨字石ヶ谷	15.0	石ヶ谷線	800	9	39ウ
大山	杉 外2地区	180. 0	神河2号線	3, 300	Δìα	神55, 56, 57, 58
	杉字ガス	15.0	ガス線	1,000	<u> </u>	50ウ
	大山字梅ヶ磯	15.0	梅ヶ磯線	800	12	54ウ
	猪篠字奥山	30.0	奥山線	2,000	<u>/13</u>	61エ
寺	寺前	10.0	西山線	500	14	大50ア
前	大河	15.0	ミクゴ線	1,000	15	58ア
14.4	上小田	15. 0	尾原線	1,000	16	49ア
	太田池	15.0	峰山岩山線	1,000	17	45イ
	"	20.0	夜鷹山線	1,000	18	101イ
	ナガソウ	10.0	ナガソウ線	800	<u>/19</u>	117ア
	"	20.0	藤ヶ成線	1,000	20	107ア
長	"	10.0	坂ノ後線	1,000	21	113才
谷	トノミネ	15. 0	タクミヶ谷線	1,000	<u>/22</u>	110ウ
	"	20.0	トノミネ線	1,000	23	111工
	川上	20.0	丈山線	1, 500	24	99ウ
	赤田	10.0	東山線	800	25	85ア
	為信	25.0	坂線	1,500	26	65ウ

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)又は林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知)を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を行うこととする。

開設/ 拡張	種類	区分	位 置 (字、林班等)	路線番号 路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区面積 (ha)	前半 5ヵ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道		446-1 千ヶ峰三国岳線	15, 500	1,813	0	1	
				446-2 根宇谷線	2, 500	202		2	
				446-3 福山線	1, 500	462	0	3	
				446-4 東山田線	1, 700	100		4	
				446-5 城山太田池線	9,000	500		5	
				446-6 平イソ福井線	4,000	240		6	
				446-7 大谷山線	5, 500	78		7	
		林業専用道 指定林道		446-17 神河2号線	3, 300	180		8	
		林業専用道 指定林道		446-18 大畑越知線	3, 700	88		9	
		林業専用道 指定林道		446-19 越知線	4, 700	253		10	
開設計					51, 400	3, 916			
拡張	自動車道	林道		446-8 寺谷線	1 箇所 m	31		11	改良
				446-9 黒川新田線	箇所 2,555 m		0	12	舗装
				446-2 根宇谷線	1 箇所 550 m	202		13	改良 舗装
				446-11 市川左岸線	10 箇所 2,000 m	140	0	14	改良 舗装
				446-12 水谷線	1 箇所 3,449 m	000	00	15	改良 舗装
				446-13 雪彦・峰山線	14 箇所 m	390	0	16	改良
				446-14 峰山線	15 箇所 m	393	0	17	改良

		446-1 千ヶ峰三国岳線	12 箇所 m	1813	0	18	改良
		446-15 千町・段ヶ峰線	12 箇所 1,800 m	226	00	19	改良 舗装
拡張計			66 箇所 10,354 m	4, 153			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理を行う。

4 その他必要な事項

1から3までの他、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項について表5-3に記載する。

表5-3

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
路網整備拠点林道	神河町川上地内	3. 0*200m	\bigcirc	

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業従事者の養成、確保を進めていくには、町全体で、安定的な事業量の確保に努めるとともに、広域就労を行い、組織、経営基盤の強化を図っていく。

また、町、森林組合及び林業事業体の連携を密にして、広域就労の場の提供による長期の安定雇用、社会保障の充実、福利厚生面の充実等により、労働条件の改善に努め林業従事者の養成、確保を図る。

(2) 林業労働者, 林業後継者の養成方策

ア 林業労働者の育成

森林組合及び林業事業体の各種事業の受委託の拡大を図りつつ、労務班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を行うこととする。

また、町、森林組合及び林業事業体が一体となって、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて、森林・林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介して行くこととする。

イ 林業後継者等の育成

各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の 生活環境の整備を図るとともに、森林組合、生産森林組合、林研グループ、林業者等を 対象とし、各種講習会や先進地視察等を実施し、林業経営先進技術等の普及・調査・研 究、情報交流の活動を行い、林業の普及啓発及び後継者の育成に今後も努めることとす る。

また、将来を担う小・中学生に対し、林業教室を開催し、基礎的知識の習得・体験を通して、林業への理解を深めていくものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合及び林業事業体においては、施業の共同化や施業実施協定の締結、施業委託希望者への斡旋など地域が一体となり、安定的事業量の確保に努めるほか、施業集約化により事業量の拡大を図ることとする。

また、就労の安定化、近代化という観点から、労務班員の労働安全の確保、月給制等就労条件の整備を図り、雇用の通年化に努めることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の導入の促進方向

本町にある人工林資源は徐々に成熟期を迎えつつあるが、林業就労者の減少及び高齢化などから、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには機械化の促進は必要不可欠である。

林業機械の導入にあたり、人力作業、及び手持ち機械を中心とした作業体系から、地形傾斜や路網密度等に対応した高性能機械の導入を目指していく。それに併せて機械オペレーターの養成や安全作業の徹底を目指した研修会等への積極的な参加を促していく。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標は表 8-1 のとおりとする。

表8-1

作業の	種類	現状	将来
緩傾斜地	伐 倒	・チェーンソー	・チェーンソー、ハーベスタ
	造材	・チェーンソー	・プロセッサ
	集材	・集材機、林内作業車	・フォワーダ、グラップル(スーパーロン
			グリーチグラップル、ウインチ付きグラッ
			プルを含む)
緩傾斜地	伐 倒	・チェーンソー	・チェーンソー
	造材	・チェーンソー	・プロセッサ
	集材	・集材機	・スィングヤーダ、タワーヤーダ
造林保育等	地拵え	・チェーンソー	・チェーンソー
	下刈り	・刈払機	・刈払機

(3) 林業機械化の推進方策

林業機械の促進にあっては、施業集約化により事業量の安定的確保に努めるほか、高性能林業機械と作業路網を組み合わせた、効率的な作業システムの開発を進めることとし、オペレーターの養成については、県の実施する研修会等への積極的参加を推進することとする。

また、これと併せて、林業機械の導入及び効率的な利用の確保のため、施業の集約化による事業量の拡大及び確保に取り組むものとするほか、林業機械の導入に不可欠な林道、 林業専用道、作業道による林内路網の整備を積極的に推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材の流通に対する施策としては、町内の齢級配置から考えて、間伐を中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討し有効利用を目指す。

今後の取り組みについては、生産者組織の育成および品質の向上を図り、地域ぐるみで、産地形成並びに集出荷体制の整備を推進し、生産振興を図ることとする。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画については表8による。

表8-2 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設・の整備計画

表 8 - 2	物の生	医(特用4	<u> </u>	沉理•	<u> </u>	元肔設・り	ク整備計画 ニューニュー
施設の種類		現状			計画		備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木工芸加工	山田	378				$\langle 1 \rangle$	ピノキオ館
	山田	8, 500				$\langle 2 \rangle$	中はりま森林組合
貯木場	寺前	5, 300				$\langle 3 \rangle$	IJ
	高朝田	3, 100				$\overline{4}$	IJ
	大畑	200				5	安達一成
		1, 700				6	藤原製箱
	岩屋	3, 400				8	竹国木材街
	根宇野	850				9	岸田貢
製材工場		930				$\langle 10 \rangle$	岸田隆博
表的 <u></u> 一物		1, 350				11	㈱ナカシマ
		1,600				$\langle 12 \rangle$	中島材木店
	山田	680				$\langle 13 \rangle$	足立房雄
	福本	1, 160				$\langle 14 \rangle$	㈱粟賀木材センター
	鍛治	130				15	㈱タテイワ
チップ工場	猪篠	240	·			$\langle 16 \rangle$	青田林業
しいたけ生産 施設	福本	600,000				(17)	(株) すずき食品研究所 単位は菌床

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はシカとし、鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。 なお、区域は林班を単位とする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を、地域の実情に応じ単独又は組み合わせて行うこととする。

また、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に行うこととする。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努め、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するよう努めることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲(くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。) 銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	直	ī積(ha)
シカ	地域森林計画の対象 となっている民有林	神大	8749. 80 8624. 80 17374. 60

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、植栽木の保護措置の実施 箇所への調査・巡回等に努めるものとする。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。

市町は必要に応じて各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者からの情報収集等を行うものとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
- (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法
 - ① 松くい虫被害対策 被害発生時には、予防・駆除対策を効率的・効果的に実施し、被害のまん延を防止 する。
 - ② ナラ枯れ被害対策 県下で被害が拡大しているナラ枯れについては、関係機関と連携して被害対策に 努め、被害の拡大を防止し、森林の公益的機能の低下を防止する。

(2) その他

森林病害虫等による被害の未然防止のため、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。

森林病害虫等のまん延のため、緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合がある。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な森林被害対策を行う。

また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共存にも配慮した対策を適切に行うこととする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備をし、地域住民に対する防火対策のための普及啓発を行う。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

神河町内において火入れを行う場合には、森林法及び神河町森林等の火入れに関する条例を遵守しなければならない。

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良等を行う場合とし、火入れを行う前日までに、消防、地区消防分団長、隣接する所有者(自治会)に必ず通知、連絡を行うこととする。

なお、火入れの際に、気象条件により強風・異常乾燥注意報など火災警報など発令された場合は、火入れを行わず、火入れした場合は速やかに消火すること。

5 その他必要な事項

該当なし

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項に充分留意し、適切に行うこととする。

- (1) 森林経営計画の記載事項に関する事項
 - ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
 - イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
 - ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の 3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - エ Ⅲの森林の保護に関する事項
- (2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行なうことができると認められる区域について、次のように定めるものとする。

	区域名		林班	区域面積ha
	栗賀南	神崎	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 32. 33. 34. 35. 36. 37	1, 594. 46
2	粟賀北	神崎	13. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31	619. 93
3	大山西	神崎	10. 11. 12. 38. 39. 40. 41. 46. 47. 55. 56. 57. 58	1, 092. 06
4	大山東	神崎	42. 43. 44. 45. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65	1, 405. 57
5	越知谷西	神崎	66. 67. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90	1, 073. 19
6	越知谷東	神崎	68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100	1, 172. 04
7	越知谷北	神崎	101. 102. 103. 104. 105. 106. 107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121. 122. 123. 124.	1, 792. 55
8	寺前南	大河内	1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17	1, 274. 82
9	南小田	大河内	18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32	1, 070. 39
10	上小田	大河内	33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49	1, 335. 26
(<u>=</u>)	寺前北	大河内	50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61	865. 72
12	長谷南	大河内	62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 93	1, 235. 48
13	長谷北	大河内	76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 92. 94. 95. 96. 97. 98	898. 45
14	川上南	大河内	99. 100. 101. 102. 103. 104. 105. 106. 122. 123. 124. 125. 126. 127. 128. 129. 130	949. 75
15	川上北	大河内	107. 108. 109. 110. 111. 112. 113. 114. 115. 116. 117. 118. 119. 120. 121	994. 93
				17, 374. 60

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

下表施設及び施業地周辺の森林については、施設とともに地域住民の憩いの場として利用されてきたが、近年、森林の公益的機能に対する関心が高まっていることから、今後は、地域住民等が森林整備に積極的に参画できるよう推進する。また、間伐などの体験活動を通じて森林環境教育等への森林利用を推進する。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした資源の活用や、都市との交流を森林を介して行い山村の活性化を図るなど、多様な森林整備を推進する。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は下表のとおりとする。

森林の総合利用施設の整備計画

<u> 森外の総合利用施設の整備</u>	東計 囲				
施設の種類	現	状	将来((計画)	対図番号
グリーンエコー笠形	位置 根字野	規模(ha) 22	位置	規模(ha)	\1/
新田ふるさと村	新田	3		 	
かんざき桜の山桜華園	東柏尾	15			3/
峰山高原リラクシアの森	上小田	50			4/
砥峰高原	上小田	60			5/
かんざき薬神の森	東柏尾	33			6
薬師山やすらぎの森	大山	13			7/
いやしの森クルミガ磯	山田	16			8/
岩屋里山学習体験の森	岩屋	4			9/
いやしの森犬見の郷	本村	24			70
なごえの森	栗	1			Ϋ́У
里山ふれあい森づくり1	上岩	1			\\\\\\
里山ふれあい森づくり2	大河	1			\(\frac{3}{3}\)
里山ふれあい森づくり3	杉	1			14
里山ふれあい森づくり4	新野	1			\1 5
住民参画型森林整備1	東柏尾	2			<u> 16</u>
住民参画型森林整備2	中村	2			ĬŽ
住民参画型森林整備3	大畑	2			18
住民参画型森林整備4	栗賀町	2			\(\) \(\)\(\)

4 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、小中学校等の教育団体による森林・林業教室の開催等積極的に活用するものとする。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

近年、森林に対する要請や価値観の多様化により、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まっている。そこで本町においても、他の市町から積極的に森林ボランティア等の活動状況や受け入れ情報を収集するとともに、本町からも森林ボランティ団体が継続して活動できる受け入れ情報を発信するなど、町民に情報提供していくこととする。

- (3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策 該当する森林において行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備を行う。
- (4) その他 該当なし
- 5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 該当なし

- 6 その他必要な事項
- (1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項 森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密 にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めるものとする。
- (2) 町行造林の整備に関する事項 該当なし
- (3) 保安林その他法令等制限林に関する事項 保安林その他法令により、施業について制限を受けている森林については、当該制限 に従い施業を実施するものとする。
- (4) 森林施業共同化重点実施地区に関する事項 該当なし

付属参考資料

1 人工及び就業構造 (1) 年齢別人工動態

	<u> </u>	776	総数		(○~14歳	Ė	1	5~29点	支
	年次	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	平成2年	14,576	7,238	7,338	2,583	1,250	1,333	2,395	1,242	1,153
	平成7年	13,962	6,667	7,295	2,430	1,260	1,170	2,232	1,058	1,174
↔ *L	平成12年	13,631	6,523	7,108	2,163	1,081	1,082	2,108	1,057	1,051
実数	平成17年	13,077	6,126	6,951	1,881	922	959	1,892	919	973
()()	平成22年	12,289	5,736	6,553	1,563	773	790	1,563	773	790
	平成27年	11,452	5,371	6,081	1,329	662	667	1,421	699	722
	令和2年	10,616	4,958	5,658	1,151	564	587	1,181	575	606
	平成2年	100.0	49.7	50.3	17.7	8.6	9.1	16.4	8.5	7.9
	平成7年	100.0	47.8	52.2	17.4	9.0	8.4	16.0	7.6	8.4
1++ -1> 1 1	平成12年	100.0	47.9	52.1	15.9	7.9	7.9	15.5	7.8	7.7
構成比 (%)	平成17年	100.0	46.8	53.2	14.4	7.1	7.3	14.5	7.0	7.4
(70)	平成22年	100.0	46.7	53.3	12.7	6.3	6.4	12.7	6.3	6.4
	平成27年	100.0	46.9	53.1	11.6	5.8	5.8	12.4	6.1	6.3
	令和2年	100.0	46.7	53.3	10.8	5.3	5.5	11.1	5.4	5.7

	年次		0~44点	支	4	5~64点	裁	6	35歳以上	_
	+-次	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	平成2年	2,899	1,542	1,357	3,925	2,029	1,896	2,540	1,006	1,534
	平成7年	2,463	1,233	1,230	3,720	1,833	1,887	2,984	1,219	1,765
	平成12年	2,229	1,099	1,130	3,668	1,858	1,810	3,332	1,364	1,968
実数	平成17年	2,149	1,040	1,109	3,617	1,843	1,774	3,538	1,402	2,136
()()	平成22年	1,881	906	975	2,453	1,234	1,219	3,754	1,515	2,239
	平成27年	1,679	831	848	3,117	1,522	1,595	3,906	1,657	2,249
	令和2年	1,436	730	706	2,792	1,341	1,451	4,056	1,748	2,308
	平成2年	19.9	10.6	9.3	26.9	13.9	13.0	17.4	6.9	10.5
	平成7年	17.6	8.8	8.8	26.6	13.1	13.5	21.4	8.7	12.6
## - 	平成12年	16.4	8.1	8.3	26.9	13.6	13.3	24.4	10.0	14.4
構成比(%)	平成17年	16.4	8.0	8.5	27.7	14.1	13.6	27.1	10.7	16.3
(/ 6 /	平成22年	15.3	7.4	7.9	20.0	10.0	9.9	30.5	12.3	18.2
	平成27年	14.7	7.3	7.4	27.2	13.3	13.9	34.1	14.5	19.6
	令和2年	13.5	6.9	6.7	26.3	12.6	13.7	38.2	16.5	21.7

(2国勢調査)

(2) 産業部門別就業者数

		総数		第1	次産業		第2次産		
	年次		農業	林業	漁業	小計	うち木村 品製造		第3次産業
	平成2年	6,999	273	48	4	325	3,516	88	3,158
	平成7年	6,514	266	17	2	285	2,896	75	3,333
実数	平成12年	6,297	169	24	3	196	2,663	138	3,438
(人)	平成17年	6,007	208	17	0	225	2,253	38	3,529
	平成22年	5,483	108	67	0	175	1,920	23	3,381
	平成27年	5,411	192	49	0	241	1,776	_	3,394
	平成2年	100.0	3.9	0.7	0.1	4.6	50.2	1.3	45.1
	平成7年	100.0	4.1	0.3	0.0	4.4	44.5	1.2	51.2
構成比	平成12年	100.0	2.7	0.4	0.0	3.1	42.3	2.2	54.6
(%)	平成17年	100.0	3.5	0.3	0.0	3.7	37.5	0.6	58.7
	平成22年	99.9	2.0	1.2	0.0	3.2	35.0	0.4	61.7
	平成27年	100.0	3.5	0.9	0.0	4.5	32.8	_	62.7

(2国勢調査)

2<u>土地</u>利用

-,-	<u> </u>	13									
			総土地面		耔	地面	̄積 ha				草地
		年次	積	計	田	畑	ᡮ	尌 園	地		平地 ha
			ha	ĒΙ	Щ	'ЖШ		果樹園	茶園	桑畑	ria
Ī		昭和55年	20,225	862	778	63	21	7	11	3	0
		平成2年	20,227	768	705	49	14	6	5	3	0
	実数	平成12年	20,227	806	687	94	25	13	11	1	7
	(人)	平成17年	20,227	753	713	17	23	11	11	1	1
		平成23年	20,227	758	703	42	13	2	11	0	0
		令和元年	20,223	751	689	49	13	2	11	0	0
	構成比 (%)	令和元年	100.0	3.7	3.4	0.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0

		林	野面積	ha	その他
	年次	計	森林	原野	ha
	昭和55年	17,750	17,750	0	1,611
	平成2年	17,764	17,764	0	1,693
実数 (人)	平成12年	17,651	17,651	0	2,013
()()	平成17年	17,641	17,620	21	1,832
	平成23年	17,653	17,632	21	1,816
	令和元年	17,625	17,604	21	1,847
構成比 (%)	令和元年	100.0	99.9	0.1	

(兵庫林業統計書ほか)

3 森林転用面積

٥ ₋	称 个粒用 即 慎								
	年次	総数	工場·事業 場用地	住宅·別荘 用地	ゴルフ場・レ ジャー用地	農用地	公共用地	その他	
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	平成2年	61			61				
	平成7年	10					6	4	
	平成12年	37	14				3	20	
	平成17年	-							
	平成22年	0.04		0.04					
	平成27年	0.08		0.08					
	令和元年	0.64					0.2	0.44	

(神河町資料)

4 森林資源の現況等 <u>(1) 保有形態別森林面積</u>

<u> </u>			総面	積		立 木 地		人工林率
	保有形態		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	(B/A)
	総数		17,632.47 ha	100.0 %	17,421.31 ha	13,708.52 ha	3,712.79 ha	77.7 %
	国有林		258.44	1.47	264.20	264.20	0.00	102.2
(官行造林地)	(258.44)	(1.47)	(264.20)	(264.20)	(0.00)	(102.2)
	計		2,043.57	11.59	1,946.74	1,462.81	483.93	71.6
公有	県 有 林 (県行造林		275.26	1.56	191.82	115.96	75.86	42.1
林	町有林		50.15	0.28	47.93	24.63	23.30	49.1
	財産区有村	†	1,718.16	9.74	1,706.99	1,322.22	384.77	77.0
7	私有材		15,330.46	86.94	15,210.37	11,981.51	3,228.86	78.2

(R5森林簿データ)

※1 ()書は内数とする ※2 財産区有林は慣行財産区を除く

(2) 保有形能別森林而積

(2) 保	有形態別森			- # 6 - * + -	r 1±	
	年次	私有林合計	在町者		「者の所有面	
	77	ha	所有面積	計	県内	県外
	昭和55年	13,368	10,437	2,931	2,411	520
	平成2年	12,958	9,019	3,939	3,132	807
	平成12年	6,357	3,179	3,178	1,870	1,308
*L	平成17年	12,937	8,386	4,551	3,716	835
実数 ha	平成22年	17,353	10,331	7,022	3,597	3,425
114	平成24年	17,352	10,429	6,922	3,282	3,640
	平成26年	14,699	8,342	6,357	3,203	3,154
	平成28年	14,694	8,330	6,364	3,202	3,162
	令和5年	15,330	8,220	7,110	3,227	3,883
	昭和55年	100	78.1	21.9	18.0	3.9
	平成2年	100	69.6	30.4	24.2	6.2
	平成12年	100	50.0	50.0	29.4	20.6
+# + 11.	平成17年	100	64.8	35.2	28.7	6.5
構成比%	平成22年	100	59.5	40.5	20.7	19.7
/3	平成24年	100	60.1	39.9	18.9	21.0
	平成26年	100	56.8	43.2	21.8	21.5
	平成28年	100	56.8	43.2	21.8	21.5
	令和5年	100	53.6	46.4	21.1	25.3

(R5森林簿データ)

(3) 民有林の齢級別森林面積

<u>(3) 氏有杯(</u>	氏有杯の町級別森杯面積									
	d an alar		齢 級							
区分	総数	1•2	3-4	5•6	7•8	9•10	11以上			
民有林計	17,157.62	43.68	137.20	330.53	862.72	1,748.56	14,034.93			
人工林	13,444.61	33.44	127.49	319.30	849.23	1,739.08	10,376.07			
天然林	3,713.01	10.24	9.71	11.23	13.49	9.48	3,658.86			
備考(人工林)		1•2	3•4	5•6	7•8	9•10	11以上			
面積構成比	100.0%	0.2%	0.9%	2.4%	6.3%	12.9%	77.2%			
材積㎡	6,448,981	119	10,890	58,136	240,498	626,141	5,513,197			
						/pr本#	体でも			

(R5森林簿データ)

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積	損規模	ha	林家数	面積	規模	ha	林家数
0	~	3	1	30	~	50	4
3	~	5	3	50	~	100	2
5	~	10	2	100	~	500	4
10	~	20	2	500	~		1
20	~	30	3		計		22

_____ (R1農林業センサス)

(5) 作業路網の状況 (ア)基幹路網の現況

区分	路線数	延長 km	利用区域面積 ha	林道密度 m/ha
民有林林道	47	63380	7,427	8.53
内 林業専用道	1	2884	199	14.49

注 広域基幹林道を除く

(町林道台帳)

(イ)細部路網の現況

区分	路線数	延長 km	利用区域面積 ha	路網密度 m/ha
森林作業道	269	149.72	986	9.77

(町作業道台帳)

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種		所在
該当なし	— 1000	

6 市町村における林業の位置づけ

(1) 産業別総生産額

総	生産額	32,348	
	第1次産業		571
_	うち林業	(B)	230
訳	第2次産業		5,558
ш/ \	うち木材・木製品製造業	(C)	-
	第3次産業		26,219
	(B+C)/A	0.7%	

(R01 市町民経済計算資料)

(2) 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額

<u>(C) 权是不V于不川外(N</u>				
		事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業	(A)	21	508	189,604
うち木材・木製品製造業	(B)	2	14	-
B/A		9.5%	2.8%	_

(R01工業統計書)

7 林業関係の就業状況

٠.	11·** (A) 18·** (B) 18·**								
	区分	事業者数	就業	, , .	備考				
	位刀	ムカ 尹未日奴		うち作業員数	1用75				
	森林組合	1	83	63	森林組合統計書				
	生産森林組合	14	1015	1015	林業統計				
	素材生産業	4	6	6	組合聞取				
	製 材 業	11	24	23	商工会聞取				
	合 計	30	1128	1107					

(H24林業統計書、聞取調査)

8 林業機械等設置状況

<u>你未饭饭</u> 寸 以		<u> </u>					
区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	23		8	4	11		
モノケーブル	3		1	1	1		ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	1			1			無線操縦等による木寄機
自走式搬器	4		3	1			リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車	15		5	2	8		林内作業車
ホイールトラクタ	0						主として牽引式集材用
動力枝打機	15				15		自動木登式
クレーン	9		5	2	2		トラッククレーン・ホイルクレーン
トラック	2				2		クレーン付き
グラップル	0						グラップル付きトラック
計	72	0	22	11	39	0	
(高性能機械)							
フェラーバンチャ	0						伐倒、木揃用の自走機
スキッダ	0						牽引式集材車両
プロセッサ	1		1				枝払・玉伐り用の自走機
グラップルソー	0						巻立て、玉伐り用自走機
ハーベスタ	1		1				伐倒・枝払・玉伐用の自走機
フォワーダ	3		3				積載式集材車両
タワーヤーダ	1		1				タワー付き集材機
スウィングヤーダ	0						旋回可能なブーム搭載の集材機
計	6	0	6	0	0	0	
合 計	78	0	28	11	39	0	

(H28町業務資料)

9 林産物の生産概況

11 /22 // 20	表廿	111	大岸	
種類	米 們	Cu	小 灰	
111	m	生 kg	乾 kg	kg
生産量	17,555	_	_	_

(R01林業統計書)

10 その他必要なもの